

## 第23号議案

品川区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

品川区長 濱 野 健

品川区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

品川区道路占用料等徴収条例（昭和28年品川区条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中「6,930円」を「7,970円」に、「10,600円」を「12,200円」に、「14,300円」を「16,500円」に、「5,370円」を「6,440円」に、「8,680円」を「10,400円」に、「11,900円」を「14,200円」に、「610円」を「710円」に、「61円」を「71円」に、「37円」を「42円」に、「6,060円」を「6,980円」に、「3,710円」を「4,270円」に、「12,300円」を「14,200円」に、「18,300円」を「20,300円」に改め、同表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項中「140円」を「160円」に、「260円」を「290円」に、「370円」を「420円」に、「550円」を「640円」に、「740円」を「850円」に、「1,110円」を「1,280円」に、「1,480円」を「1,700円」に、「2,600円」を「2,990円」に、「3,710円」を「4,270円」に、「7,430円」を「8,540円」に改め、同表法第32条第1項第3号に掲げる施設の項中「10,400円」を「12,400円」に改め、

同表法第32条第1項第4号に掲げる施設の項中「12,300円」を「14,200円」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の項中「9,180円」を「10,100円」に、「5,510円」を「6,100円」に、「8,190円」を「9,060円」に改め、同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中「180円」を「200円」に、「18,300円」を「20,300円」に改め、同表令第7条第1号に掲げる物件の項中「18,300円」を「20,300円」に、「9,900円」を「11,300円」に、「180円」を「200円」に、「183,700円」を「203,300円」に、「91,800円」を「101,600円」に改め、同表令第7条第2号に掲げる物件の項中「12,300円」を「14,200円」に改め、同表令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料の置場の項中「18,300円」を「20,300円」に、「6,000円」を「7,200円」に改め、同表令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設の項中「12,300円」を「14,200円」に改め、同表令第7条第8号に掲げる施設の項を次のように改める。

令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上または高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	地下（トンネルの上のもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額

地下を除く。)に設けるもの	階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
	階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.024を乗じて得た額

### 付 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、改正前の品川区道路占用料等徴収条例の規定により、既に徴収するものとされている占用料については、当該占用に係る期間中は、なお従前の例による。

(説明) 道路占用料の額を改定する必要がある。